

「公社債店頭売買参考統計値発表制度」の見直し（検討メモ）（案）

平成 21 年 12 月 24 日

主な項目	具体的措置（案）	（参考）過去の検討状況等
1 .各社が算出する売買参考統計値の信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 過去に社債の引受主幹事となり、一定額以上の引受実績・売買実績がある証券会社を指定報告協会員とする。 （参考）社債の報告協会員 14社	最低報告協会員数 5 社を下回る銘柄が生じる。 現在、売買参考統計値の精緻性の担保や恣意性の排除の観点から、最低報告協会員数を 5 社とし、この場合上下 1 社を除いた 3 社の気配値で平均値、中央値、最高値、最低値を算出・公表しているが、どのように考えるか。
2 .指定報告協会員の報告時限の繰り下げ	指定報告協会員から協会への報告時限（午後 4 時30分）を繰り下げる。 （銘柄数が多く、短時間で報告数値を算出、報告するには難しい状況にある。）	協会の公表時刻（午後 5 時30分）についてどう考えるか。 協会の公表時刻の繰下げについては、これまで、利用者（機関投資家、投信、協会員等）から反対意見が多かった。
	報告内容の簡素化	
3 .指定報告協会員の拡大（社数、範囲等）		
4 .発表銘柄数の拡大（低格付債等）	<ul style="list-style-type: none"> 指定報告協会員が 5 社未満であっても、その旨をアナウンスした上で売買参考統計値、気配値を公表する。 	上記 1 参照。 個人向け社債等の店頭気配情報と同様に、指定報告協会員各社の気配値の公表について、どう考えるか。
5 .その他		